

第9回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長 : ただ今から、第9回玉村町農業委員会の農地部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

事務局長 : ありがとうございました。それでは、農地部会長に進行をお願いいたします。

部会長 : それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
早速ですが議題に入りたいと思います。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和6年2月22日受付

この申請は農家住宅建設の為、親子による農地使用貸借の申請です

<番号1の内容について説明>

以上で番号1の説明を終了します。

部会長 : 現地確認に行く前に何か質問はありますか。
それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。

それでは、議案第2号 番号1についてご意見ををお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、
部会としては、許可相当といたします。

部会長 : ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

玉村町農業委員会 議事録 (本会議)

事務局 : ただ今から、第9回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

事務局 : ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長 : 本日の出席委員は12名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 9番 八木末明 委員 10番 齊藤 勝 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の村田係長を指名します。

議 長 : それでは、議事に入ります。
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

事務局 番号1 令和6年2月8日受付
この申請は農地の所有権移転の申請です。

<番号1について説明>

以上で番号1の説明を終了します。

議 長 : それでは、番号1について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案
のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号1は原案のとおり**許可**と決定いたします。

事務局 番号2 令和6年2月8日受付
この申請は農地の所有権移転の申請です。

<番号2について説明>

以上で番号2の説明を終了します。

議長：それでは、番号2について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号2について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号2は原案のとおり**許可**と決定いたします。

事務局 番号3 令和6年2月21日受付
この申請は農地の所有権移転の申請です。

<番号3について説明>

以上で番号3の説明を終了します。

議長：それでは、番号3について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号3について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号3は原案のとおり**許可**と決定いたします。

事務局 番号4 令和6年2月22日受付
この申請は農地の所有権移転の申請です。(審議中横堀最適化委員は退席)

<番号4について説明>

以上で番号4の説明を終了します。

議長：それでは、番号4について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号4について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号4は原案のとおり**許可**と決定いたします。

事務局 番号5 令和6年2月22日受付
この申請は農地の所有権移転の申請です。

<番号5の内容について説明>

以上で番号5の説明を終了します。

議長 : それでは、番号5について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号5について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号5は原案のとおり**許可**と決定いたします。

事務局 番号6 令和6年2月22日受付
この申請は農地の所有権移転の申請です。

<番号6の内容について説明>

以上で番号6の説明を終了します。

議長 : それでは、番号6について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号6について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号6は原案のとおり**許可**と決定いたします。

以上で議案第1号を終了致します。

議長 続きまして議案第2号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明致します。

番号1 令和6年2月22日受付

この申請は農家住宅建設の為、親子による農地使用貸借の申請です

<番号1の内容について説明>

以上で番号1の説明を終了します。

議長 : それでは、番号1について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号1は原案のとおり許可相当と決定いたします。

以上で議案第2号を終了いたします。

議長 : 続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出書の受理状況について報告いたします。別紙のとおり13件受理しております。

以上で報告事項第1号を終わります。

続きまして報告事項第2号 農地法第18条第6号の規定による解約の

通知書の交付状況について報告いたします。今月は別紙のとおり5件通知を受けております。

以上で報告事項第2号を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、報告事項については、終了とします。

続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局：○地域計画について

先月の総会で質問のありました。地域計画について説明致します。
地域計画は2023年4月に思考された、改正農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村に策定が義務づけられました。
地域で協議し10年後に誰が農地を利用するか1筆毎に示す「目標地図」を作る必要があり、2025年3月末日が策定の期限となっています。
策定義務自治体は1,672自治体です。

○農地の賃借料情報・玉村町農作業委託料金等参考額表について
毎年、すべての農業者の作業賃料等の目安とする為、農業委員会で作成公表しています。

○じゃがいもの定植について

3月11日(月)午前9時00分～ 現地集合 (予備日13日)
本日会議後作成するジャガイモの苗を芝根小学校2年生と定植します。
長靴、鍬持参をお願いします。
簡単な軽食を用意します。

議長：その他、委員の方から何かありますか。
なければ、以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局長：委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。